

補助金一覧

件名	分類	団体	目的、対象
1 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業（国庫補助事業）	施設整備	東京都	看護師の特定行為研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費の一部を補助する。 都内に所在する指定研修機関の指定を受けることができる者（ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る）及び受けた者のうち、次の者が実施する設置準備や運営に係る施設整備 （1）医療法人 （2）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。） （3）学校法人及び準学校法人 （4）一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。） （5）健康保険組合及び健康保険組合連合会 （6）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 （7）独立行政法人 （8）公的団体（日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会） （9）国立大学法人
2 令和4年度 東京都入退院時連携強化事業	人件費	東京都	本事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床未満の都内病院です。ただし、以下の病院は除きます。 1.令和4年4月1日時点で、施設基準に定める入退院支援加算1の施設基準に係る届け出を行っている病院 2.医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床のみを有する病院 3.地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、国、独立行政法人及び国立大学法人が開設する病院
3 病床機能再編支援事業	給付金	東京都	
（1）単独支援給付金支給事業	給付金	東京都	ア 支給内容 都内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する開設者が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給する。 イ 支給対象 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した都内医療機関の開設者又は開設者であった者
（2）統合支援給付金支給事業	給付金	東京都	ア 支給内容 複数の都内医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給する。 イ 支給対象 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う、以下ウの全ての要件を満たす統合計画に参加する都内医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者
3）債務整理支援給付金支給事業	給付金	東京都	ア 支給内容 複数の都内医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給する。 イ 支給対象 地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している都内の医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた都内医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者
4 医療施設近代化施設整備事業（結核）	施設整備	東京都	医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とします。
5 看護師勤務環境改善施設整備費補助事業	施設整備	東京都	医療の高度化に対応可能なナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の拡充等、看護職員の勤務環境改善に係る施設整備事業に要する経費について、その一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図る。 次に掲げる（1）及び（2）に該当する病院を設置する者 ただし、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人、地方独立行政法人及び公益財団法人東京都保健医療公社を除く。 （1）看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申送り時間の改善や省力化機器の導入等、看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院 （2）院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院
6 看護外来相談開設促進事業施設整備費補助事業	施設整備	東京都	病院の看護外来相談の実施に向けた施設及び設備整備に要する経費を補助することで、看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援の推進及び医師との効果的・機能的な役割分担の明確化のもと、専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着促進を図る。 都内の病院（国、独立行政法人国立病院機構及び都が設置する病院は除く。）が、新たに看護外来相談を実施するための施設整備事業及び設備整備事業 （注）病院として初めて看護外来相談を開設する場合が対象となる。

補助金一覧

件名	分類	団体	目的、対象
7 看護師宿舎施設整備事業	施設整備	東京都	看護師宿舎の個室整備事業に要する経費について、その一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図る。 次に掲げる（１）及び（２）に該当する病院を設置する者 ただし、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人、地方独立行政法人及び公益財団法人東京都保健医療公社を除く。 （１）看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、送り時間の改善や省力化機器の導入等、看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院 （２）院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院
8 医療施設近代化施設整備事業【病院（一般・精神）】【診療所】	施設整備	東京都	医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備等を促進し、もって医療施設の経営の確保を目的とします。 【補助内容】 患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めるための病院の建て替え新築、増改築及び診療所の円滑な承継のために必要な施設整備費の補助（事業開始 平成5年度）
9 地域医療構想推進事業（施設設備整備）	施設整備	東京都	【事業目的】 地域医療構想に基づき、病棟又は病室の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備に要する経費の一部を補助することにより、都における病床機能分化を促進することを目的とします。 【補助対象者】 都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認めるものです。 ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。
10 地域医療構想推進事業（中小病院支援）	施設整備	東京都	目的 病床機能の分化・連携を進め、地域包括ケアシステムの推進を図るため、医療機能の強化を行う地域医療を支える医療機関に対し、改修又は増築の施設・設備整備に要する経費の一部を補助します。 2 補助対象者 都内の病院（許可病床200床未満）の開設者で、知事が適当と認めるものです。ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。
11 地域医療構想推進事業（開設準備経費支援）	人件費等	東京都	【事業目的】 地域医療構想に基づく病棟等の開設を行うにあたり、必要な経費の一部を補助することにより、都における病床機能の分化及び連携を推進し、もって都民医療の向上を図ることを目的とします。 【補助対象者】 都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認めるものです。 ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。
12 地域医療構想推進事業（開設後人件費支援）	人件費	東京都	【事業目的】 地域医療構想に基づく病棟等の開設を行うにあたり配置した職員の人件費の一部を補助することにより、都における病床機能の分化及び連携を推進し、もって都民医療の向上を図ることを目的とします。 【補助対象者】 都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認めるものです。 ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。
13 地球温暖化対策施設整備事業	施設整備	東京都	【事業目的】 都内病院及び診療所が行う地球温暖化対策に資する整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取組を推進する。 都内病院及び診療所の開設者であって、東京都知事が適当と認めるものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。 【補助率】 0.66（国0.33、都0.33）

補助金一覧

件名	分類	団体	目的、対象
14 医療機器管理室施設整備事業	施設整備	東京都	<p>【事業目的】 医療機関において、医療機器に関する評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。</p> <p>【補助内容】 医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費に対する補助（国庫補助事業） （事業開始 平成17年度）</p> <p>補助対象者 補助の対象者は、知事が適当と認める者とする（ただし、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除きます。）。</p> <p>【補助率】 基準面積 80平方メートル 補助率 0.66（国0.33, 都0.33）</p>
15 院内感染対策施設・設備整備事業（国庫補助事業）	施設整備	東京都	<p>【事業目的】 都内の病院（国立・都立等を除く。）が行う院内感染症に対する施設及び設備整備に要する経費を助成することにより、MRSAなどによる院内感染症の拡大防止を図る。</p> <p>補助対象者 補助の対象者は、知事が適当と認める者です（ただし、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除きます。）。</p> <p>【補助内容・補助率】 1 施設整備 院内感染者のための個室及び空調設備に必要な施設整備費の補助。 事業開始：平成5年度 補助率：0.66（国0.33、都0.33） 2 設備整備 院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度整備に必要な設備整備費の補助。 事業開始：平成6年度 補助率：2/3（国1/3、都1/3）</p>
16 医療施設等アスベスト（石綿）除去等整備事業	施設整備	東京都	<p>1 目的 アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等（以下「除去等」という。）の措置を推進することを目的とします。</p> <p>2 補助対象者 アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する都内の病院の開設者で、知事が適当と認める者です。 ただし、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。</p>
17 アスベスト除去等整備促進事業	調査経費	厚生労働省	<p>目的 各病院におけるアスベスト含有保温材等（アスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有する保温材、耐火被覆材又は断熱材をいう。）の使用状況等の調査に要する経費を補助することにより、当該調査の実施を促進し、アスベスト等の除去等の措置を推進することを目的とします。</p> <p>2 補助対象者 アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所を有する都内の病院の開設者で、知事が適当と認める者です。 ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。</p>
18 遠隔医療設備整備事業	設備整備	東京都	<p>1 目的 この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。</p> <p>2 事業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>

補助金一覧

	件名	分類	団体	目的、対象
19	緩和ケア病棟整備事業	施設整備	東京都	<p>【事業目的】</p> <p>都内の民間病院等が行う緩和ケア病棟の施設・設備整備事業に対して補助を行うことにより、緩和ケア病棟の整備を促進し、緩和ケアの充実を図る。</p> <p>【補助対象者】</p> <p>以下の規定により緩和ケア病棟の運営施設として指定を受けた開設者。ただし、国、独立行政法人国立病院機構、都及び職域病院等利用者が特定される病院の開設者を除く。</p> <p>(1) 緩和ケア病棟を新たに設置しようとする病院又は既に緩和ケア病棟を設置している病院であること。</p> <p>(2) 開設者が【運営施設の開設者の責務】に掲げる責務を果たすことを承諾すること。</p> <p>※緩和ケア病棟とは</p> <p>ここにいう緩和ケア病棟とは、緩和ケア病棟入院料の施設基準を満たす、悪性腫瘍患者等を収容し緩和ケアを専門的に行う病棟をさす。</p>
20	認定看護師資格取得支援事業	人件費、授業料等	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護の実践と相談・指導できる看護師の育成を支援 ・労働意欲向上、定着促進、看護職員全体の質向上の推進を図る
21	訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業	人件費等	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員が研修受講や出産・育児・介護休業等を取得する際の代替職員確保にかかる経費支援 ・訪問看護師の勤務環境の向上、定着推進を図る
22	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	人件費等	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの労働環境の改善 ・看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備する。
23	新任訪問看護師育成支援事業	人件費等	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションの教育体制の強化を図る ・訪問看護職員の勤務環境の向上及び定着を推進する
24	東京都訪問看護教育ステーション事業	研修等	東京都	都の指定する「教育ステーション」が、地域のステーション等から研修生を受け入れ、同行訪問や勉強会を行うなどし、地域の小規模なステーションの人材育成や地域連携強化等を支援
25	訪問看護ステーション等管理者・指導者育成事業	研修	東京都	訪問看護ステーションの管理者・指導者向けの研修を実施し、管理者・指導者を育成するとともに管理者同士のネットワーク構築を支援
26	訪問看護人材確保事業	普及啓発	東京都	訪問看護師を目指す看護職・学生等に対して、訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし、訪問看護人材確保を図る。
27	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業	研修	東京都	訪問看護師の知識の確認と実践能力の維持・向上を目指す
28	給付型奨学金	給付型奨学金	足立区	学業成績が優秀でありながら、経済的な理由により修学が厳しい人対象に育英資金による修学支援を行うのが目的。医学部に進学した場合、給付金は6年間で最大3,600万円。それ以外の学部は、4年間で830万円を上限とする。
29	在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）	人件費等	東京都	<p>(1) 24時間診療体制推進事業</p> <p>地域において、往診を支援する事業者等との連携や在宅医療に取り組むかかりつけ医の連携等により、24時間診療体制の構築</p> <p>(2) デジタル技術を活用した医療DX推進事業</p> <p>医療DXを推進する観点から、デジタル技術を活用した24時間診療体制を構築すること</p>